

須坂の
町並み
だより

地区内住民向け制度説明会の開催報告 と 魅力紹介「意匠を凝らした瓦」

■伝建予定範囲内にお住まいの皆さまを対象に、説明会を開催しました

須坂地区伝統的建造物群保存地区（伝建地区）の予定範囲に基づき、2021年12月16日・18日、地区内住民向け制度説明会を開催いたしました。計71名の皆さまにご出席いただき、貴重なご意見・ご質問を頂戴しました。

今後は、更に皆さまからのご意見等をお聞きするため戸別にお伺いさせていただくことを予定しております。何卒よろしくお願いいたします。

地区の皆さまのご理解・ご協力によって現在に残されてきた須坂の貴重な町並みが、歴史の“生き証人”として将来にわたって保存され、活用されることを目指し、丁寧に事業を進めて参ります。



地区内住民向け制度説明会（2021.12.16）

【いただいたご質問・ご意見（一部）】

ご質問・ご意見	回答
範囲はいつ決まるか。重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）の選定はいつ頃の目標か。	範囲を決める都市計画決定は最速でも2024年。重伝建の選定はさらにその後となります。
砂利敷きの空き地をアスファルト舗装にする、駐車場にする等の際は、申請が必要か。カーポートは許可されるか。	伝建地区になれば、申請および許可を受けることが必要になります。許可される具体的な内容・形態についてはこれから決めていきます。
家が古くなって修理を考えていたが、内容を相談した方が良いか。	まだ伝建地区になっていないので、今行われる行為について規制はありません。ただ、伝統的な建物であれば、制度導入を考えているので、ぜひ残していただきたい。相談があれば、建築の専門家が見に行きます。保存される方向で話をさせていただきます。

ご質問・ご意見	回答
地区内の建物の「修理」や「修景」に対する、補助率や補助の限度額はどのくらいか。	まだ決定していません。他地区では、おおよそ「特定物件（修理）」は8割、その他の建物（修景）は6割の補助率。上限額は1,000万、600万と様々です。
地震や火災で建物が壊れた場合は、補助の対象になるか。	所有者に責任のあった火災については今後の検討が必要ですが、地震などの自然災害で被害を受けた場合には、より高い補助率の補助金を国で用意しています。
銀座通りやその一帯は、市が長期的な構想に基づきリードする形で、町並みを残したり、作ったりする方が良い。個々の建物を漠然と修理しても景観は残らない。	伝建制度の「修理（特定物件を直す場合）」は、もとの姿に戻す修理が基本で、個人が直したい姿にするものではないので、歴史的に適合する形となります。「修景（新しく建物を建てるなどの場合）」は、「修理」で元に戻した建物と同じような外観にするイメージで、結果として全体を見た時に統一感がある印象になります。
事業を成功させるためには地域住民の協力、関心、参加が非常に重要。地域住民の組織は出来ているか、今後作る考えはあるか。	現状、地域の盛り上がりは難しい状況で課題と認識しています。組織設立の支援を図り、住民の方が力を寄せてもらえるように進めます。

※全てのご意見・ご質問は須坂市ホームページ「町並み保存の取組みについて」（以下URL）でご覧いただけます。<https://www.city.suzaka.nagano.jp/contents/item.php?id=5c74a9974fd38>

■魅力紹介 「意匠を凝らした瓦」

須坂では1800年代半ば頃から民家の屋根に採用されるようになった屋根瓦（瓦葺き）は、明治期以降の製糸業の隆盛と商業の発展により土蔵造りの家が増え、鬼瓦の需要が増しました。特に、複雑な技術を必要とする「細工物」と呼ばれる瓦の需要も増え、鬼瓦にも様々な細工が施されるようになりました。

意匠を凝らした細やかな造形、個性的な瓦の数々が、建物の屋根を飾り、地区の景観を支えています。



◆旧丸田家土蔵（本上町）恵比寿面付菊水影盛大鬼

この度の説明会では、地域の皆さまからの率直なお声をたくさんお寄せいただきました。ご出席いただき誠にありがとうございました。

ご不明な点、ご不安な点、またご意見、ご提案など、ご遠慮なく右記事務局までご連絡ください。

編集・発行・問合せ
須坂市社会共創部文化スポーツ課

☎026-248-9027

まちづくり推進部まちづくり課

☎026-248-9007

▼町並みの古写真を探しています▼



明治から昭和40年代までの歴史的な町並み（大字須坂辺り）が写っている古い写真を探しています。今後町並みを整えていくための貴重な資料です。ご自宅にお持ちの方はぜひご連絡ください。なお、写真は複写した後にお返しします。